

「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」の構成のイメージ（案）

重点検討項目：「グリーン経済」を念頭においた国際協力及び重点地域における取組

途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが重要である。途上国において先進国と同様の環境問題を経験するのではなく、より環境への負荷が少ない新たな成長パターンを開拓することが必要である。

この場合に、とりわけ、アジアやアフリカ諸国について、地理的、経済的、人的交流関係等を考慮し、重点的に連携すべき相手国を選定して協力を進めるべきである。その際には、多くの日本企業が事業展開を図っている重要地域との連携促進、当該地域で我が国の環境技術をいかす方法の検討が必要であるとの観点から、以下の a) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

a) 我が国の経験や技術を活用した「グリーン経済」に係る国際協力の取組（特にアジア、アフリカ諸国との環境協力（国際枠組み、技術協力、ビジネス展開支援等））

（１）環境基本計画における施策の基本的方向

途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが有効である。

グリーン経済の推進のためには、公害対策に係る取組に加え、温室効果ガスの排出削減、化石燃料などの枯渇性天然資源の有効利用、生物多様性の保全と持続可能な利用等の要素を開発政策にもたせることが必要である。

我が国としては、持続可能な社会の実現に向けて自らが率先してグリーン経済への移行のための取組を進めるとともに、各国の社会経済の発展レベルを十分に踏まえながら、それぞれの国がグリーン経済へ移行していくことができるような支援を行う。

（２）現状と取組状況

環境分野の国際協力は、政府のみならず地方公共団体、民間企業、NPO等の様々な主体の協働により成果が期待できるものであるため、国は様々なステークホルダーが有する情報を発信・共有できる体制を構築していくことが必要である。

また、民間の協議等により定められる国際標準や国際基準について、我が国の基準が反映されるよう支援することが必要である。

そのほか、地球環境保全に資する国際環境協力を、実効性と途上国の能力向上に配慮しつつ積極的に取り組んでいくことも必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) 我が国の経験や技術を活用した「グリーン経済」に係る国際協力の取組（特にアジア、アフリカ諸国との環境協力（国際枠組み、技術協力、ビジネス展開支援等））

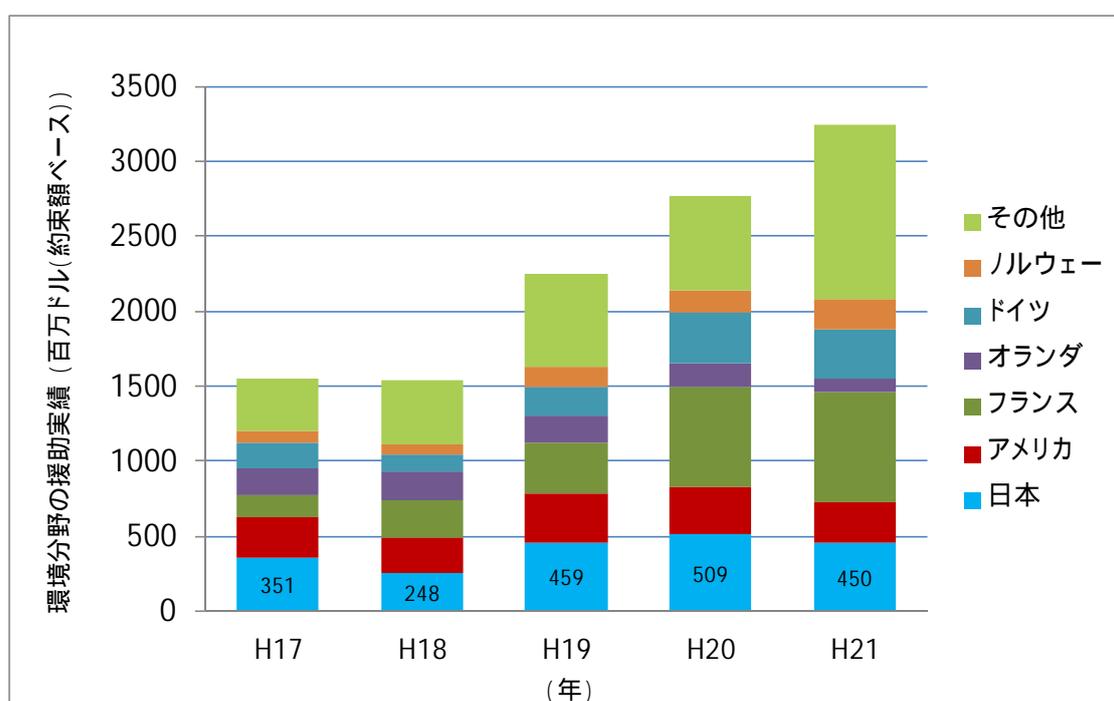
現状

「グリーン経済」に係る国際協力の取組として、政府開発援助（ODA）の環境分野における援助実績を見てみると、我が国は、他の主要な経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）諸国と同様に、平成19年度から環境分野への援助を拡大し、平成21年は450億ドルで、フランスに次いで2番目の援助国であった（図表1）。

また、我が国の二国間ODAに占める環境分野の割合は、概ね2～3%で推移している（図表2）。

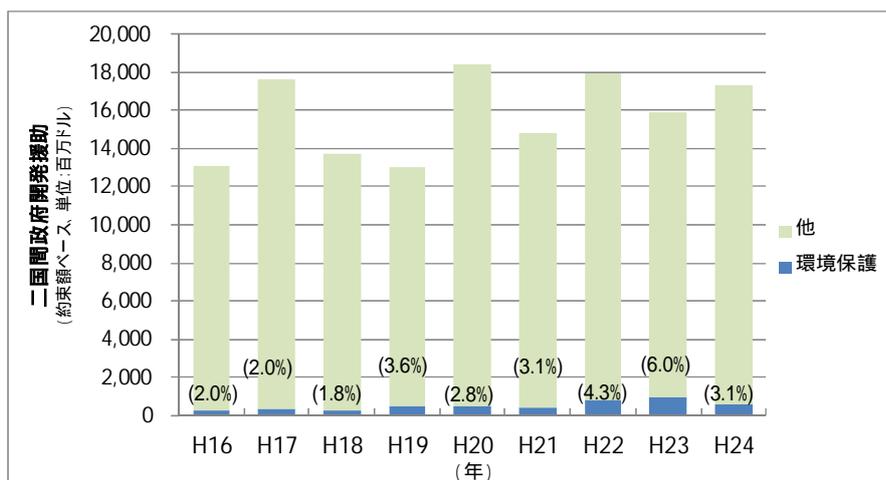
環境分野の国際取組は、政府のみならず様々な主体が行っていくことが必要である。地方公共団体の取組について、都道府県の状況を見てみると、開発途上国への人材派遣や技術指導・協力、開発途上国からの研修員の受入れ、環境保全に関する国際会議等の開催や参加等の人的な交流は、平成25年度現在で都道府県では約15～35%、政令指定都市では約40～60%の自治体で取組が行われているものの、5年前と比較して減少している。（図表3、4）。

図表1．主要DAC諸国におけるODA（環境分野）実績



出典) 外務省ホームページ「分野別開発政策」(原典: OECD/DAC・CRS オンラインデータベース (平成23年2月時点))より作成

図表2 . 二国間ODAにおける環境分野の配分



注1 ()内は、二国間ODAの総合計に占める環境分野の割合である。

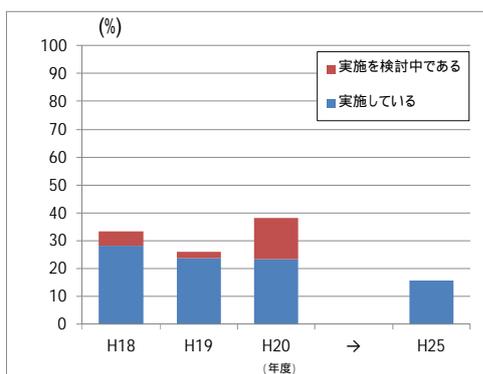
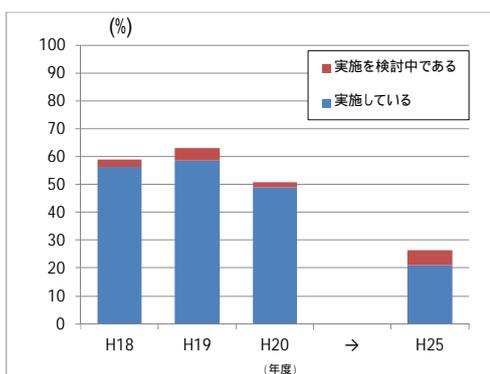
注2 平成16~22年は「環境保護一般」、平成23・24年は「環境保護」を環境分野としている。

注3 平成21年までは「環境保護一般」に「草の根無償」は含まれていなかったが、平成22年実績より各分野に計上されたことに伴い、「環境保護一般」にも一部含まれた。

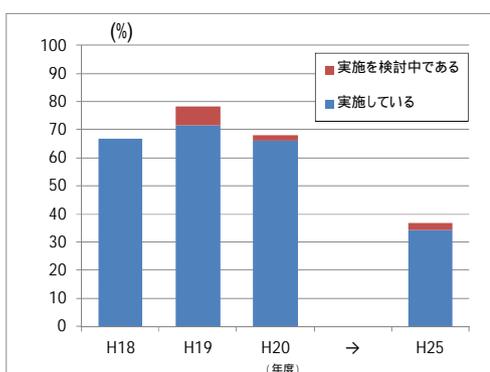
出典) 外務省「政府開発援助(O DA)白書」より作成

図表3 . 国際的取組に関する施策を実施又は検討している都道府県の割合

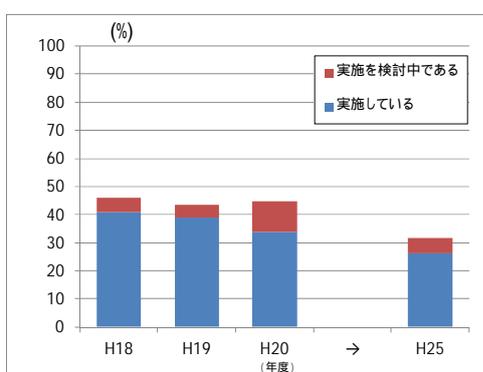
・開発途上国への人材派遣や技術指導・協力 ・環境保全に関する国際会議等の開催



・開発途上国からの研修員の受入れ



・環境保全に関する国際会議等への参加

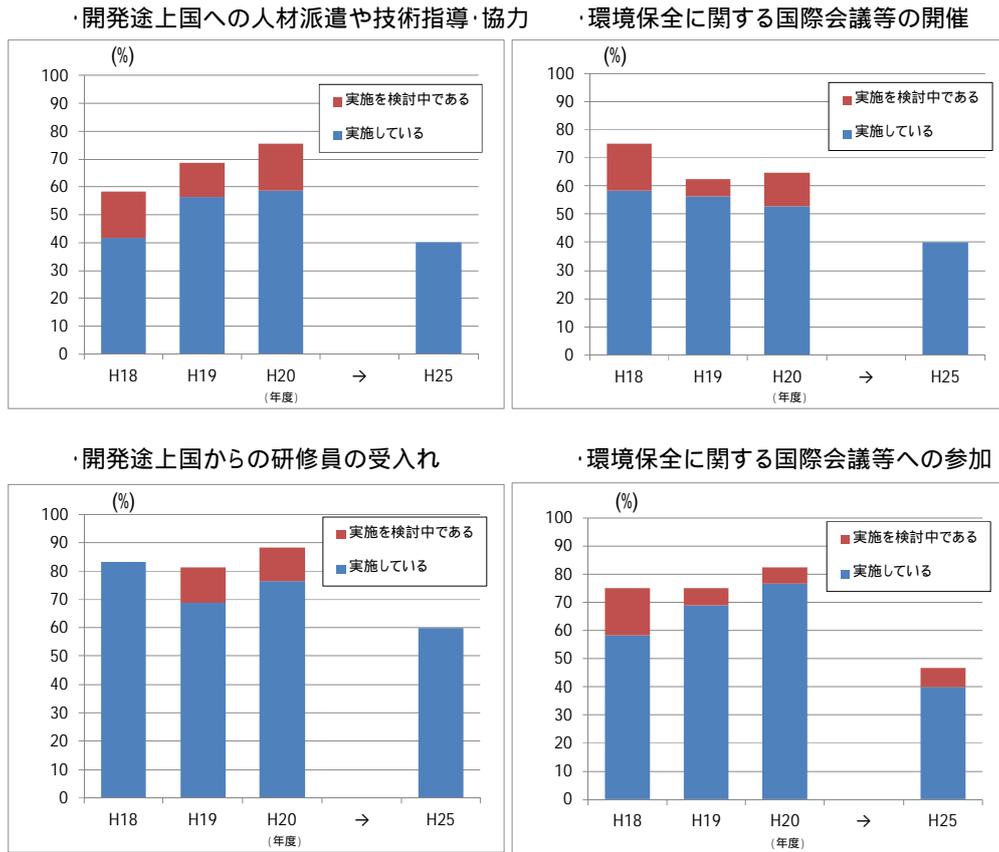


注1 N : (H18)39、(H19)46、(H20)47、(H25)38。

注2 平成18~20年度は第三次環境基本計画、平成25年度は第四次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として、全国の地方公共団体に対してアンケート調査を実施したものである。

出典) 環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査(環境省)

図表４．国際的取組に関する施策を実施又は検討している政令指定都市の割合



注 1 N : (H18)12、(H19)16、(H20)17、(H25)15。

注 2 平成 18～20 年度は第三次環境基本計画、平成 25 年度は第四次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として、全国の地方公共団体に対してアンケート調査を実施したものである。

出典) 環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査 (環境省)

取組状況

< 総合的な取組 >

【クリーンアジア・イニシアティブ (CAI) の推進】 (環境省)

本施策は、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指すため、低炭素社会・低公害型社会の実現、循環型社会の実現、自然共生社会の実現、市場のグリーン化促進を政策目標として掲げ、統合的な取組を推進するものである。具体的には、CAIに係る広報・普及活動の推進等による環境と共生しつつ発展するアジアの実現、アジア各国での「環境的に持続可能な都市」の具体的取組の支援によるアジアにおける低炭素・低公害型都市モデルの確立を目指している。

平成24・25年度は、東アジア首脳会議 (EAS) 環境大臣会合、東南アジア諸国連合及び日中韓 (ASEAN+3) 環境大臣会合等で、CAIについての説明及びニュースレター等を配付したほか、アジア地域における環境分野での協力及び連携強化を主導した。また、平成26年 (2014年) 3月にインドネシアにおいて、

環境的に持続可能な都市（E S C）ハイレベルセミナーを開催し、E S Cに関する取組を共有することで、今後のアジア地域でのE S C推進を強化した。

今後とも、C A Iを推進していくとともに、具体的なアクションへのニーズの高まりを踏まえ、二国間オフセット・クレジット制度（Joint Crediting Mechanism: J C M）を活用した具体的プロジェクトの形成・実施を推進することが重要である。

【国際研究開発・実証プロジェクト】（経済産業省）

本施策は、我が国企業が有する環境分野の高い技術力をアジア等の海外市場に展開するため、相手国の個別具体的な技術ニーズを的確に把握し、相手国現地で研究開発・実証を行うものである。

本施策の実施に当たっては、海外での実証事業に豊富な経験を有する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）の技術的な専門能力を活用し、N E D Oを実施主体として、相手国の政府関係機関等との両国の役割分担、現地での許認可の取得支援等を事前に明確化し、以下の事業を行った。

公害防止分野での実証事業

上記、実証事業の一つとして、平成 23 年度から、中国広東省において下水汚泥の乾燥処理技術に係る研究開発・実証事業を実施し、設備の設計・製造まで完了したものの、平成 24 年度の政治問題により、委託先のN E D Oが中国側と了解覚書を締結できなかったため、現在まで実証が開始できていない状況である。加えて、平成 25 年度は、ミャンマーにおけるパーム油工場からの排水を浄化・燃料化する技術展開の事業化可能性調査を実施した。

今後は、中国における下水汚泥の乾燥処理技術に係る研究開発・実証事業については、覚書締結も含め早期に実証を開始すべく取り組んでいく。また、新興国では下水処理場や事業場から発生する汚泥の減容化・再資源化等が求められていることを踏まえ、公害防止分野での実証事業に引き続き取り組んでいく。

現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの実証事業

上記、実証事業の一つとして、平成 23 年度から、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を実施しており、平成 25 年度は、平成 24 年度からの継続案件 1 件と、新たに 1 件の実証事業を実施した。平成 26 年度は、平成 24 年度からの継続案件 1 件、平成 25 年度からの継続案件 1 件を実施する。委託先企業について、現地企業との合弁等により、事業化に向けた進捗が見られており、現地ニーズに応じた環境にも配慮した適正なリサイクルシステムの構築が期待される。

今後は、日本企業の更なる市場獲得と 3 R の推進を図るため、実証事業後の事業化に向けたフォローアップを行っていく。

【途上国におけるコベネフィット効果検証・実証事業】（環境省）

本施策は、アジア地域等の途上国において、地域環境改善と同時に温室効果ガス削減効果が見込めるコベネフィット対策実施の優先度が高いことを踏まえ、我

が国企業が有するコベネフィット技術について、JCMを念頭におきつつ、現地の環境条件下での実証実験を通じた、コベネフィット効果の把握、定型化の検討を実施するものである。

平成 24 年度から、日インドネシアコベネフィット二国間協力に関する政府間合意の下、インドネシアの水産加工場における排水処理対策技術の実証事業に着手した。平成 25 年度は、その実証事業について、実証施設を設置し、モニタリングを開始するとともに、インドネシア政府関係者を対象にした現地研修及び訪日研修を実施した。

今後は、インドネシアでの実証事業について、実証技術の効果検証及び提言取りまとめに向けて、インドネシア環境省との緊密な連携と実証実験の時機に応じた進捗管理を引き続き行っていくことが重要である。また、その他のアジア地域等の途上国においても、現地の環境条件下での実証実験を通じた、コベネフィット効果の把握、定型化の検討を実施していく。

【「緑の未来協力隊」】（外務省）

本施策は、我が国の知見を活用して途上国のグリーン経済移行に向けた人材育成を後押しするため、3年間で1万人の「緑の未来協力隊」を編成するものである。

平成 24 年 6 月、国連持続可能な開発会議（リオ+20）において緑の未来イニシアティブを発表し、同年 12 月の立ち上げ式以降順調に「緑の未来協力隊」の編成を続け、途上国の人材育成に貢献している。

今後とも、着実に「緑の未来協力隊」の編成を続けていく。なお、本施策は国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊等の別事業で人材の派遣等を行っている。

<地球温暖化等に関する取組>

【二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の構築・実施】（外務省、経済産業省、環境省）

本施策は、途上国において、優れた低炭素技術等の普及や温室効果ガスを削減する緩和活動等の実施を通じ、我が国の温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を定量的に評価し、我が国の排出削減目標の達成に活用するJCMを構築・実施するものである。具体的には、JCMの制度検討・運用、署名国の拡大、署名国との合同委員会の運営、排出削減プロジェクトの実現可能性調査及び設備補助事業等に加え、MRV（測定・報告・検証）体制構築支援や人材育成支援、JCMに係るクレジットの管理のための登録簿の開発等を行う。

平成 26 年 5 月末時点で、11 か国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア）とJCMに係る二国間文書に署名しており、うち 8 か国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、インドネシア、パラオ）との間で合同委員会を開催した。平成 25 年度末時点で、経済産業省及び

環境省では 31 か国 239 件の実現可能性調査等を実施したほか、平成 25 年度には 6 件の実証事業及び 11 件のクレジットの獲得を目指した設備補助事業を実施し、上記署名国を含む 17 か国におけるプロジェクト案件の発掘調査、MRV体制構築支援、人材育成支援等も実施した。加えて、平成 25 年度から JCM登録簿のシステム構築に向けた取組を実施している。さらに、国際協力銀行（JBIC）や独立行政法人日本貿易保険（NEXI）と連携した JCM特別金融スキームの創設を行ったほか、JICA・アジア開発銀行（ADB）等の開発援助機関・金融機関が支援するプロジェクトと連携しつつ、排出削減を行うプロジェクトを支援する基金を設立する。

今後は、攻めの地球温暖化外交戦略「Actions for Cool Earth：ACE」（平成 25 年 11 月発表）に基づき、平成 28 年（2016 年）までに署名国を 16 か国に倍増することを目指し、関係国との協議を加速する。併せて、低炭素技術を活用したプロジェクトの形成を支援し、世界全体の温室効果ガス排出削減に貢献する。

【気候変動分野における途上国支援】（外務省）

本施策は、我が国が平成 21 年（2009 年）の国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）において、平成 24 年（2012 年）末までの約 3 年間の気候変動対策に関する途上国支援について、それに取り組む途上国や気候変動の影響に脆弱な途上国を対象として、官民合わせて 150 億ドルの支援を実施することを表明したことを受け実施するものである。さらに、平成 25 年（2013 年）の COP19 において、平成 25～27 年（2013～2015 年）の 3 年間で、官民合わせて 1 兆 6,000 億円（約 160 億ドル相当）の支援を表明した（うち 1 兆 3,000 億円（約 130 億ドル相当）が公的資金による支援）。

平成 21 年（2009 年）10 月から平成 24 年（2012 年）12 月末までに官民合わせて、約 176 億ドルの支援を 118 か国の 1,023 のプロジェクトについて行ったほか、平成 25 年（2013 年）1 月から同年 9 月末までに約 60 億ドルの公的資金による支援を 61 か国の 214 のプロジェクトについて行った。

今後とも、途上国のニーズに合わせた支援を引き続き着実に実施していく。

<物質循環に関する取組>

【インフラ・システム輸出促進調査等委託費】（経済産業省）

本施策は、近年のアジア各国での経済成長に伴う廃棄物発生量の増加や資源価格の高騰に伴う再生資源需要の高まりによるリサイクルに関する法制度や産業インフラの整備需要の高まり等を踏まえ、我が国企業によるアジアでのリサイクルビジネス展開の促進を目的として、事業実施可能性調査を実施するものである。

平成 24 年度は、平成 23 年度からの継続案件 3 件のほか、新たに 6 件の事業実施可能性調査を実施した。平成 25 年度は、平成 24 年度からの継続案件 1 件のほか、新たに 3 件の事業実施可能性調査を実施した。平成 26 年度は、平成 25 年度からの継続案件 1 件のほか、新たに数件の事業実施可能性調査を実施する予定である。事業実施可能性調査は平成 23 年度から実施しており、これまでに事業化に

つながった案件があるほか、多くの案件は現地パートナー企業等との協議を継続している状況である。

今後は、事業実施可能性調査の継続や個別案件のフォローアップ等により、事業化を促進していく必要がある。

<水環境・大気環境等の保全に関する取組>

【アジア水環境パートナーシップ（WEPA）】（環境省）

本施策は、アジアの深刻な水環境問題の改善を図るため、平成15年（2003年）に京都で開催された第3回世界水フォーラムにおいて、環境省が提唱したものである。具体的には、アジアの13のパートナー国（カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム）の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、関連ステークホルダーの能力構築等を通じて、アジア水環境ガバナンスを強化することを目指す取組である。

第1期（平成16～20年）に、ネットワーク構築とデータベースの整備を行った。第2期（平成21～25年）には、第1期で明らかになった課題を受けて設定した共通課題の「生活排水処理」、「気候変動と水環境」に関するワークショップや、各国の水環境ガバナンス分析等を通じ、各国において必要な課題の分析を行った。また、平成24年8月には現在産業排水規制の見直し（排水基準の見直し・改正等）を検討していたスリランカからの要請を受け、スリランカ-日本間で二国間会合を行い、日本の産業排水管理の経験等の情報提供等を行っている。第3期（平成26～30年）は、引き続き情報共有を通じた水環境ガバナンス強化を目指す取組を進めていくとともに、各国が有する個別の課題に応じたアクションプログラムを作成し、自ら実施していくことに対する支援を実施する。そのほか、平成25年2月に開催された第4回WEPA国際ワークショップに各国代表や当該分野専門家等58名、同年5月に開催されたWEPAテクニカルワークショップに各国代表や当該分野専門家等40名、平成26年1月に開催された我が国の水環境分野の企業等向けへの情報提供を目的とした公開セミナーに約170名の参加があった。

今後は、WEPA第3期の活動を通じて各国の水環境ガバナンス改善に向けて取り組んでいくとともに、平成27年4月の世界水フォーラム等の場を通じてWEPAの活動で得られた情報等を対外的に発信していく。

【アジア水環境改善モデル事業】（環境省）

本施策は、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援するため、公募で選定した民間事業者の処理技術を用いた生活排水処理や産業排水処理等の実施のための実現可能性調査（FS）や現地実証試験等を支援し、具体的なビジネスモデルを構築するとともに、ビジネス展開に当たっての効果的な支援策を検討することを目的として平成23年度より実施している。

平成 24 年度は、平成 23 年度に F S を実施したモデル事業のうち 2 件の現地実証試験（インドネシア浄化槽整備、マレーシア養豚場廃水処理）の実施に加え、新たに 3 件の F S の実施への支援を行った。平成 25 年度は、平成 24 年度に行ったモデル事業のうち 3 件の現地実証試験（インドネシア浄化槽整備、ベトナム有機性産業排水処理、中国農村地域面源汚染浄化）の実施に加え、新たに 2 件の F S の実施への支援を行った。平成 26 年度は、平成 25 年度に行ったモデル事業のうち 3 件の現地実証試験（ベトナム有機性産業排水、ソロモン諸島環境配慮型トイレ普及、ベトナム染色産業排水処理）の実施に加え、新たに 2 件程度の F S の実施への支援を行うこととしている。また、これらの成果を共有し、国内企業のビジネス展開に役立てるため、国内水ビジネス関連企業を対象とするセミナーを毎年開催している。これまでに実施したモデル事業のうち中国農村地域面源浄化については、中国国内の他の 2 地域において同様の技術が採用され、3 地域において採用に向けて調整が進められている。

今後は、これまでに支援した 4 か年の事例に加え、更に事例を蓄積していくとともに、当該事業に取り組む企業や技術、ビジネスモデルの強み・弱み、成功要因・失敗要因等を分析し、今後のビジネス展開の参考となるような情報を広く関連事業者で共有していく。

【中国農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業】（環境省）

本施策は、平成 23 年 4 月に日中両国の環境大臣間で締結された「農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力に関する覚書」に基づき、日中両国がアンモニア性窒素等の水質汚濁物質総量削減分野に係る政策・技術交流を強化し、分散型排水処理技術導入モデル事業等の実施、当該技術の中国国内での普及促進により、中国国内における水環境改善の推進を図るものである。

平成 24 年度は、山東省で分散型生活排水処理モデル施設の建設、効果把握のためのモニタリングの実施、四川省で分散型生活排水処理モデル施設の設計を行った。平成 25 年度は、山東省のモデル施設のモニタリングの継続、四川省のモデル施設の建設・モニタリング、浙江省で分散型排水処理モデル施設の設計を行った。平成 26 年度は、山東省及び四川省のモデル施設のモニタリング、浙江省のモデル施設の建設・モニタリングを実施するほか、協力事業の最終年度であるため、上記 3 箇所のモデル施設を中国に引き渡す予定である。

今後は、我が国の水関連企業の中国でのビジネス展開も視野に入れつつ、更なる協力の可能性を検討する。なお、平成 20 年 5 月に日中両国環境大臣間で締結された「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」に基づき、中国農村部等 6 地域において分散型排水処理のモデル事業を実施し、このモデル事業の実施後、重慶市は、2015 年までに 500 箇所以上の類似の施設を作ることを明らかにしており、江蘇省では 1,000 箇所以上整備することを明らかにしていることから、「中国農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業」で整備している施設についても、今後の展開が期待される。

【下水道分野の水ビジネス国際展開】（国土交通省）

本施策は、世界的に優位性を有する我が国の下水道技術の海外展開を促進するため、「政策と技術のパッケージによる形成」、「下水道システムの戦略的な国際標準化の推進」等を図るものである。

平成 24 年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ブルガリアにおいて、セミナー及び政府間協議を実施したほか、インドネシアの下水道計画担当者を対象に本邦研修を実施し、我が国の下水道技術に関する理解の醸成を行った。平成 25 年度は、南アフリカ、ベトナム、インドネシア、サウジアラビア等との間でセミナー及び政府間協議を実施した。国際標準化に関しては、平成 26 年 1 月に ISO 55001（アセットマネジメント）が発行され、認証取得のために必要な事項をとりまとめたユーザズガイド（素案改訂版）を作成した。また、我が国が幹事国を務める TC 282（水の再利用）の第 1 回会合を平成 26 年 1 月に開催するなど、我が国の優位技術の国際標準化を進めている。本施策は、平成 21 年度から実施しており、平成 25 年 9 月には、インドネシア公共事業省と社会資本整備分野に係る協力覚書を締結、平成 26 年 3 月には、ベトナム建設省と下水道分野に関する技術協力の覚書を 3 年間更新するなど、東南アジア諸国の政府機関との関係構築の着実な進展に伴い、政府間協議やセミナー開催数が増加している。また、ベトナム及びインドネシアにおいては、我が国の下水道技術の推進工法に対する理解が醸成されており、平成 25 年度にはベトナム向けの推進工法関連基準を作成し、ベトナム側へ授与した。

今後は、国際標準化について、地方自治体・企業等への ISO 55001 の普及啓発を行い、取得を促進する。

【アジアにおける環境対策技術等実証・認証制度構築支援】（環境省）

本施策は、大気汚染や水質汚濁等の環境問題が深刻化しているアジアにおける環境対策を進展させるとともに、我が国の公害克服体験に基づく環境対策技術等を広め、アジアとも協調した環境対策技術等の実証・認証制度の構築を通じて国際標準化を推進することにより、アジアにおける「環境立国・日本」としてのリーダーシップの発揮等を図り、我が国の環境ビジネスの活性化及び国際競争力の強化を図るものである。具体的には、アジア各国と横断的なフォーラム等を開催し、特に技術の実証・認証制度の情報共有により共通認識を持つとともに、ワーキンググループにおいて各国と協調した実証・認証制度の在り方について検討する。

平成 24 年度は、今後の国際展開事業の効果的な推進に向けた検討、アジアにおける環境対策技術等の実証・認証制度の構築に向けた検討を行った。また、海外展開に資する情報のウェブサイトや講演会による発信等を実施した。平成 25 年度は、フィリピンを訪問し、環境技術実証制度を通して我が国の環境対策技術等に関する情報をフィリピン国内へ情報発信することの実現可能性について意見交換を行った。

今後は、日本の実証制度とベトナム等で検討されている実証制度との制度間に大きな差があるため、経験や技術についての情報共有を行っていく。

【アジアにおける土壤汚染対策推進】（環境省）

本施策は、重金属を始めとする我が国の土壤汚染の調査・対策技術等のアジア諸国への普及や、各国の状況に応じた法体系の整備及び人材育成を併せて推進することにより、アジア諸国の環境汚染問題の解決と環境分野における我が国のプレゼンスの向上を目的とするものである。具体的には、中国における重金属汚染対策を強化するため、我が国の対策事例を収集・紹介しつつ、対策技術の指導、政策・制度の立案への協力等を実施する。

平成 24 年度は、中国において土壤を始めとする重金属汚染の現状及び課題整理を実施した。平成 25 年度は、日中合同専門家会合を 3 回開催し、訪日による我が国の先駆的事例の調査と中国国内の重金属汚染対策に係る現地指導をそれぞれ 1 回ずつ実施した。

今後は、中国における重金属汚染対策に係る政策・制度の確立に向けた技術協力を行うとともに、周辺アジア諸国における重金属土壤汚染対策のニーズを把握し、更なる協力の可能性を検討する。

重点検討項目：民間資金や多国間資金の積極的活用

途上国向けの資金フローは、民間資金が公的資金を大幅に上回り、公的資金の大幅な拡大が期待できない現状において、環境対策と経済・社会開発が密接になってきていることを踏まえ、民間投資のグリーン化を加速させることが重要である。

また、多国間資金（国際機関や条約に基づいて設置される基金や、世界銀行やADBなど多国間開発金融機関の資金）は、地球規模の課題や国際社会の重要な問題に関する国際協力の豊富な経験と人材、多くの現地事務所を有することによる優れた情報網を有しており、二国間援助を補完するものとして重要な役割を果たしていることから、その特性をいかした枠組みを最大限に活用するよう取り組んでいく必要があるとの観点から、以下のa)、b)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

a) 途上国向けの環境ビジネス推進支援やビジネス環境整備の取組

b) 多国間資金や多国間枠組みを活用した国際協力（国連環境計画（UNEP）等）の取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

我が国としては、持続可能な社会の実現に向けて自らが率先してグリーン経済への移行のための取組を進めるとともに、各国の社会経済の発展レベルを十分に踏まえながら、それぞれの国がグリーン経済へ移行していくことができるような支援を行う。その際には、相手国の10～20年先の社会経済の発展状況を予想しつつ、今後日本政府ができることと、他国や国際機関と分担すべきこととを整理しながら取り組んでいく。その上で、他ドナーとの協調、民間との連携、我が国への便益の波及等の視点から、こうした相手国とwin-winな日本型モデルの環境協力を構築していくとともに、その実施を図る。

(2) 現状と取組状況

環境分野の国際協力は、政府のみならず地方公共団体、民間企業、NPO等の様々な主体の協働により成果が期待できるものであるため、国は様々なステークホルダーが有する情報を発信・共有できる体制を構築していくことが必要である。例えば、JBIC、JICA、日本貿易振興機構（JETRO）等の公的機関、民間部門、大学・研究機関等が有している情報を官民双方で共有できるような仕組みの構築など、政府と各ステークホルダーとのコミュニケーションチャンネルの強化に取り組んでいく。

また、国は、国際的な地方公共団体間の連携や、NGO・NPO間の連携など、パートナーシップの形成を支援する取組を推進する。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) 途上国向けの環境ビジネス推進支援やビジネス環境整備の取組

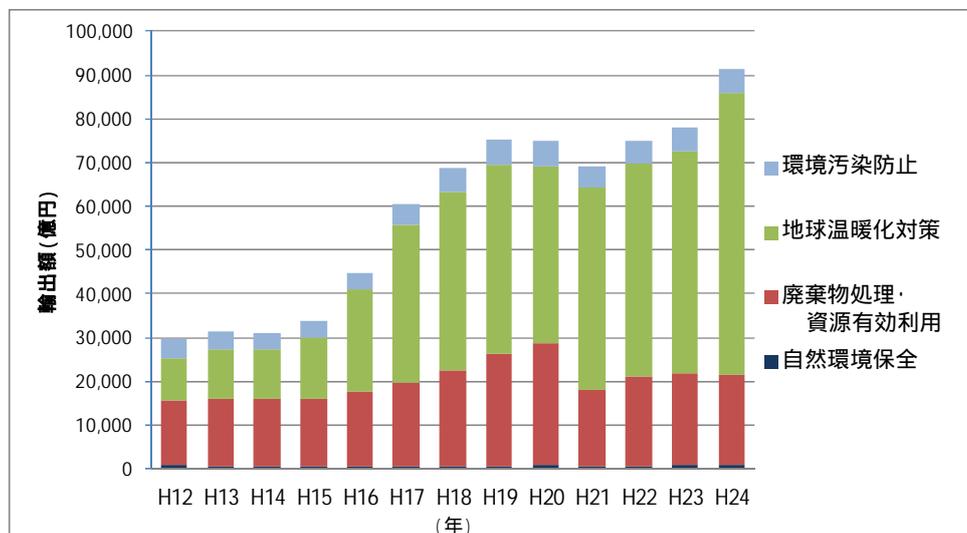
現状

途上国において、優れた環境低炭素技術等を活用した温室効果ガス排出削減事業を実施していくため、我が国ではJCMの構築を推進しているところであるが、アジアやアフリカ諸国において事業の実現可能性調査等を毎年度実施するとともに、政府間協議を着実に進め、平成25年1月のモンゴルとの二国間文書署名を皮切りに、平成26年5月時点で11か国が署名済みとなっている。

民間企業の動きとして、我が国の環境産業の輸出額（推計）を見てみると、環境産業の輸出額の合計は、平成16年以降、大幅に増加している。特に、地球温暖化対策分野では、輸出額の大きい項目が多く含まれることから割合が大きく、増加幅も大きくなっている（図表5）。

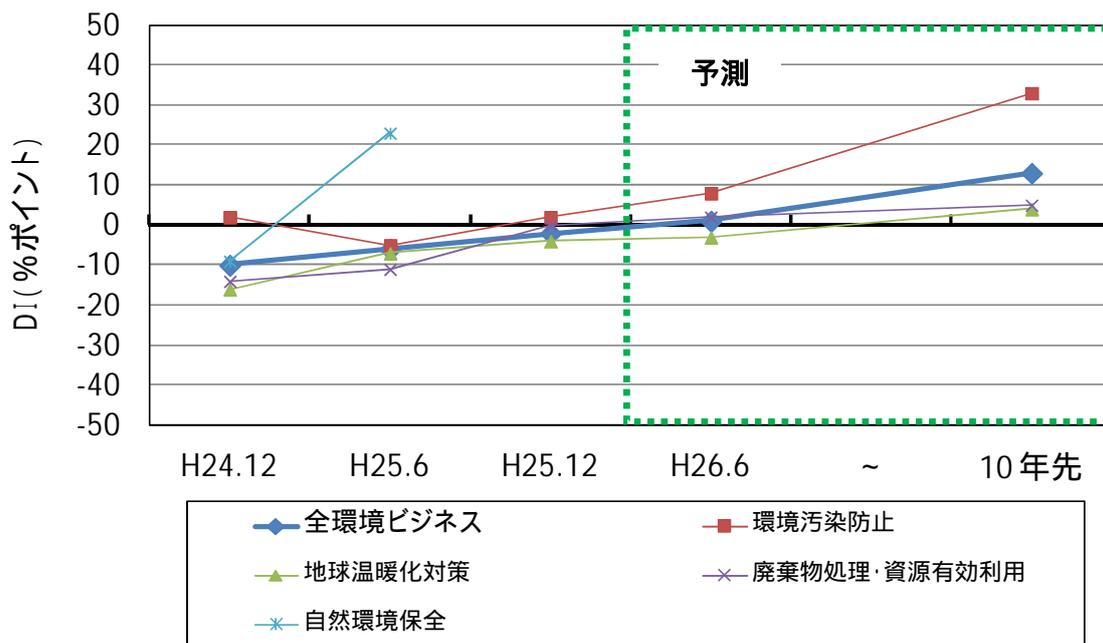
また、海外市場向けの環境ビジネスに関する企業の意識（需要と供給の現状と見通し）では、現状では「供給超過」と考えている企業が多いものの、「需要超過」と「供給超過」の差は縮まってきており、将来的な見通しでは、「需要超過」になると回答した企業が多くなるなど、企業の海外事業に対する期待がうかがえる（図表6）。

図表5．環境産業の輸出額の推移（推計）



出典) 環境産業市場規模検討会「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」

図表 6 . 環境ビジネスにおける海外需給 D I



- 注 1 DI : 「需要超過」 - 「供給超過」、%ポイント。
 注 2 全国の資本金 2,000 万円以上の民間企業のうち、資本金、業種別の層化無作為抽出法により選定された企業に対するアンケート調査である。
 注 3 海外市場向けの事業を実施している企業に対して、現在、海外事業は「需要超過」であるか、または「供給超過」であるか、更に将来予測（見通し）についても調査を行ったものである。
 注 4 上記グラフの将来予測は、平成 25 年 12 月に実施した調査結果である。

出典) 「製品やサービスを供給する企業等への調査 (供給側調査) : 環境経済観測調査 (環境短観)」 (環境省)

取組状況

【二国間オフセット・クレジット制度 (JCM) の構築・実施】 (外務省、経済産業省、環境省) (P 6 の再掲)

本施策は、途上国において、優れた低炭素技術等の普及や温室効果ガスを削減する緩和活動等の実施を通じ、我が国の温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を定量的に評価し、我が国の排出削減目標の達成に活用する JCM を構築・実施するものである。具体的には、JCM の制度検討・運用、署名国の拡大、署名国との合同委員会の運営、排出削減プロジェクトの実現可能性調査及び設備補助事業等に加え、MRV 体制構築支援や人材育成支援、JCM に係るクレジットの管理のための登録簿の開発等を行う。

平成 26 年 5 月末時点で、11 か国 (モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア) と JCM に係る二国間文書に署名しており、うち 8 か国 (モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、インドネシア、パラオ) との間で合同委員会を開催した。平成 25 年度末時点で、経済産業省及び環境省では 31 か国 239 件の実現可能性調査等を実施したほか、平成 25 年度には

6 件の実証事業及び 11 件のクレジットの獲得を目指した設備補助事業を実施し、上記署名国を含む 17 か国におけるプロジェクト案件の発掘調査、MRV体制構築支援、人材育成支援等も実施した。加えて、平成 25 年度から JCM登録簿のシステム構築に向けた取組を実施している。さらに、JBICやNEXIと連携した JCM特別金融スキームの創設を行ったほか、JICA・ADB等の開発援助機関・金融機関が支援するプロジェクトと連携しつつ、排出削減を行うプロジェクトを支援する基金を設立する。

今後は、攻めの地球温暖化外交戦略「Actions for Cool Earth : ACE」（平成 25 年 11 月発表）に基づき、平成 28 年（2016 年）までに署名国を 16 か国に倍増することを目指し、関係国との協議を加速する。併せて、低炭素技術を活用したプロジェクトの形成を支援し、世界全体の温室効果ガス排出削減に貢献する。

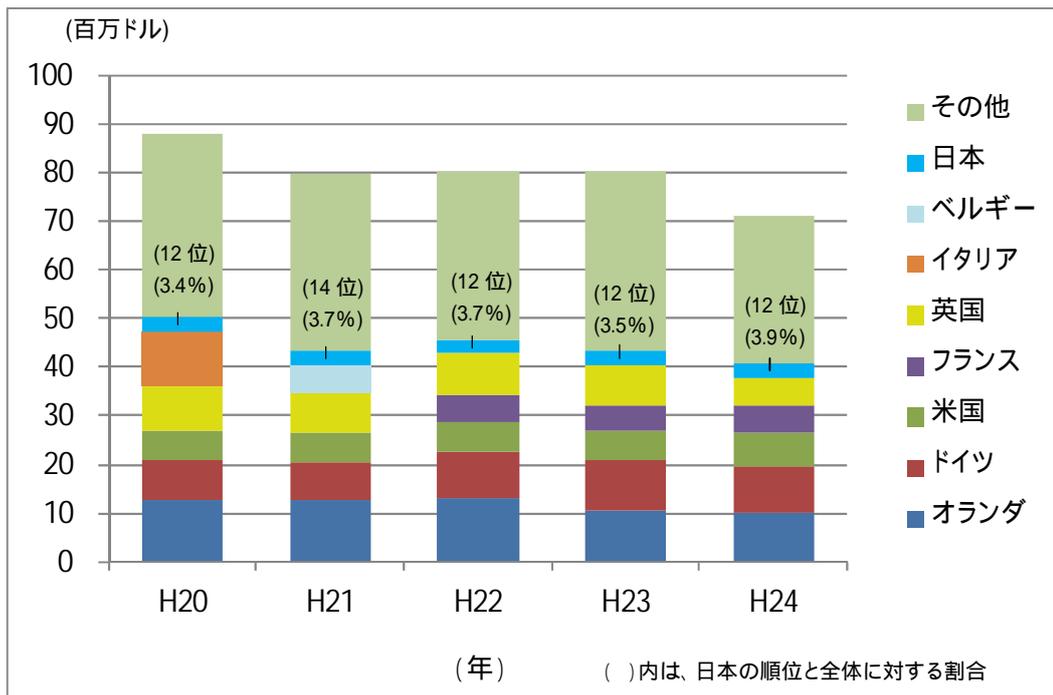
b) 多国間資金や多国間枠組みを活用した国際協力（国連環境計画（UNEP）等）の取組
--

現状

多国間資金や多国間枠組みを活用した国際協力の取組として、国連環境計画（UNEP）ノンイアマーク任意拠出金を見ると、我が国の拠出金はやや減少傾向にあるが、UNEP全体の額も下がっているため、全体に占める割合は 3.4～3.9%と横ばいであり、拠出順位も 12～14 位で推移している（図表 7）。他方、イアマーク任意拠出金は増加傾向にあり、リオ+20 により強化の必要性が確認された UNEP を我が国として引きつづき支援している。

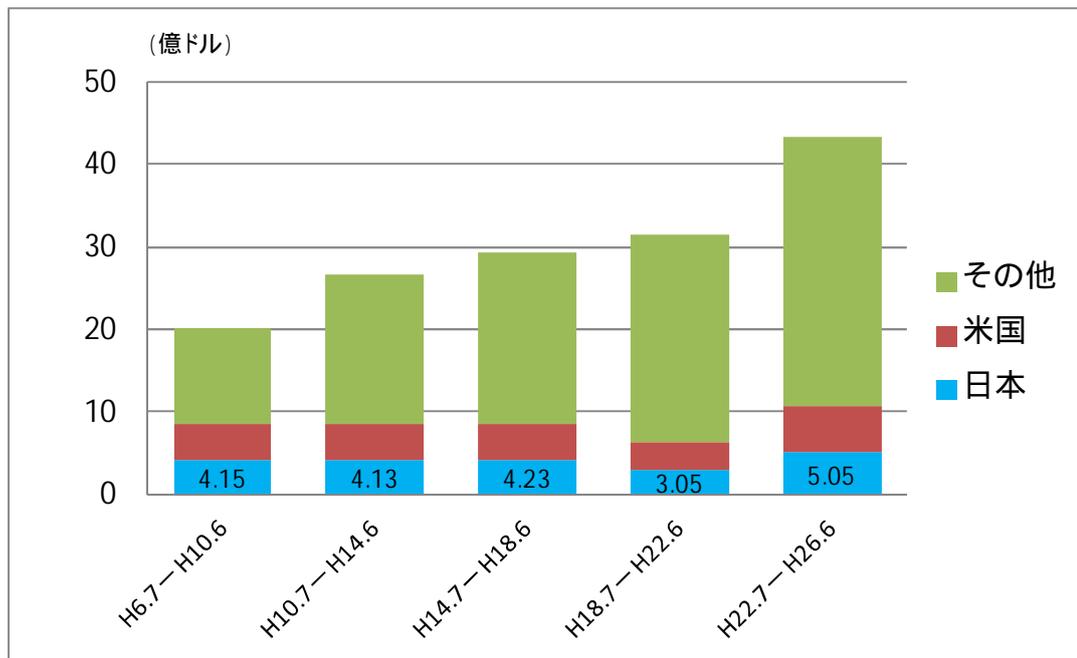
また、開発途上国で行う地球環境保全の取組を支援するために世界銀行内に設置された地球環境ファシリティ（GEF）に対する我が国の資金協力は、米国と同程度であり、4 年単位で見た場合、最近 4 年間（平成 22 年 7 月～平成 26 年 6 月）の合計額は過去最高額であった（図表 8）。

図表7．国連環境計画（UNEP）における我が国と
各年の上位5か国のノンイママーク任意拠出金（環境基金）



出典) 外務省「国際機関への拠出・出資」より作成

図表8．地球環境ファシリティ（GEF）への資金協力



出典：外務省ホームページ「地球環境ファシリティ」より作成

取組状況

< 国際連合、世界銀行等に関する取組 >

【国連環境計画（UNEP）拠出金等】（環境省）

本施策は、国連の下に設置された、環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であるUNEPの活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有するものである。

UNEP本体への拠出

UNEPの活動への資金拠出により、UNEPによる環境政策の推進等を支援している。国連環境総会（UNEA）において、我が国の環境省の事務次官がビューローを務め、また、平成25年（2013年）10月に我が国とUNEPの間で第1回政策対話を開催し、同年10月に「水銀に関する水俣条約外交会議」を我が国がホストするなど、UNEP内での我が国の立場は向上している。

持続可能な消費と生産10年計画枠組み基金への拠出

リオ+20で、持続可能な消費と生産（SCP）に関する10年計画枠組み（10YFP）が採択された。本枠組みには、消費者情報、持続可能なライフスタイルと教育、エコツーリズム等が盛り込まれている。我が国は、平成26年度に10YFP基金に250万ドルを拠出するほか、UNEPと連携し、世界全体としての低炭素型ライフスタイル・社会システムを確立するためのプロジェクトを開始する。

UNEP国際環境技術センター（UNEP/IETC）への拠出

持続可能な環境管理への取組を更に強化するため、UNEPの機関として、大阪市に設立されたUNEP/IETCへの拠出を行い、主に開発途上国における環境問題の改善や環境に適正な技術の普及促進、統合的廃棄物管理等を支援している。具体的には、廃棄物管理計画に関する研修やマニュアル作成等を中国、インド、カンボジア等で行っている。

UNEPアジア太平洋地域事務所（UNEP-ROAP）への拠出

UNEP-ROAPへ拠出を行い、アジア太平洋地域の途上国がUNEP等の国際開発機関等を介さずに気候変動枠組条約の資金メカニズムに直接アクセスできるような能力開発、対象国の行政官等の研修を行い、国内制度の構築を進めた。

アジア太平洋適応ネットワーク事務局への拠出

平成26年度からアジア太平洋を中心としたアジア太平洋適応ネットワーク事務局を担うUNEP-ROAP等へ拠出を行うことにより、同事務局運営を中心に世界適応ネットワークの活動を支援している。

今後は、国際機関を活用した国際協力を継続できるように努めていく。

【UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（資源パネル）支援】（環境省）

本施策は、我が国から資源パネルに財政的支援を行い、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見や関心事項を資源パネルでの議論に反映していくためのものである。資源パネルとは、世界経済の持続的発展の推進について、経済活動に投入する天然資源とそれに伴う環境負荷を極力減らす一方で、経済成長を高めていくことの重要性を国際的に議論するため、UNEPが平成19年に設立したものである。

我が国は、平成20年度から資源パネルへの資金拠出を行い、その拠出等に基づき、「天然資源利用と環境影響の経済成長からの分離」等の11の報告書が公表され、今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されているなど、資源パネルの活動の着実な進展に貢献している。また、資源パネルの主要テーマの一つである「物質フロー分析」の知見取りまとめにおいて、日本人研究者が中心的な役割を果たしている。

アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し、質も多様化しており、アジアは、今後の世界の資源利用に大きな影響を与えると考えられ、UNEPでの研究対象をよりアジアに向けさせる必要がある。平成25年11月の資源パネルにおいて、アジアからの資源パネルメンバーが日本一人のみとなったため、今後は、資源パネルにおけるアジア出身のメンバーの増員等を通してアジアへパネルの関心を誘導していくことが課題である。

【多数国間環境条約事務局等を活用した国際協力】（外務省）

地球環境問題への対応にはグローバルな取組が必要であり、途上国による環境保護対策の実施が課題となっている。これを踏まえ、本施策は、途上国における環境保護対策のための取組等の環境問題に関する専門的知見や幅広いネットワークを有する多数国間環境条約事務局、UNEPや国際熱帯木材機関（ITTO）等を支援するものである。

UNEPの活動を支援するとともに、ITTOや多数国間環境条約の事務局等による途上国の能力構築・技術移転等に関するプロジェクトについて、平成24年度は17件、平成25年度は13件の支援を行った。

今後とも、国際機関を活用した国際協力を継続できるように努めていく。

【アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金】（環境省）

本施策は、我が国の支援等により、アジア数か国で3R国家戦略の策定が進んでいることを踏まえ、各国の3R関連の事業形成や政策立案の促進のため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア3R推進フォーラム」を開催するとともに、国家戦略に基づく取組促進のモデル的事業計画の策定等を行うため、国連地域開発センター（UNCRD）に拠出を行うものである。

平成20年度（2008年度）に、ベトナムやインドネシア等において、各国内の幅広い関係者や援助機関等による戦略案の検討を支援した結果、「2025年に向けた

統合固形廃棄物管理に関する国家戦略及び「2050年へのビジョン」（ベトナム政府、平成21年（2009年））、3R国家戦略（バングラデシュ政府、平成22年（2010年））が策定された。また、平成20年（2008年）の東アジア首脳会議環境大臣会合において、我が国が設立を提唱した「アジア3R推進フォーラム」は、アジアにおける3Rの推進に向けて、幅広い関係者の協力の基盤となるものである。このフォーラムは、これまでに5回開催され、ハイレベルによる政策対話、国際機関等との連携による3Rプロジェクト実施の促進等を進めていくことが合意されている（平成26年の第5回会合から「アジア太平洋3R推進フォーラム」に名称変更）。「ハノイ3R宣言」（フォーラム第4回会合）、「スラバヤ3R宣言」（同5回会合）の採択がなされ、3Rの優先的実施のための具体的な事業形成や政策立案に向けて一定の進展が見られている。

今後は、3R関連の事業形成や政策立案を引き続き促進する必要がある。

【SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業】（環境省）

本施策は、自然資源の持続可能な利用と管理についての検討と実践を行うために設立されたSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの運営等に必要な費用を国連大学に拠出し、SATOYAMAイニシアティブを推進することを目的としている。

平成24年度は、6月にリオ+20でサイドイベントを開催し、10月の生物多様性条約第11回締約国会議ではSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの総会、情報の共有等を目的とした公開フォーラム、およびサイドイベントを開催し、優良事例などを紹介するとともに今後の展望について議論と情報共有を行った。国連開発計画（UNDP）に協調し、SATOYAMAイニシアティブの活動を具体化する現地活動を支援するとともにその現地活動の成果に関する知見を集約・発信するメカニズムを創設し、途上国11カ国への支援を行った。平成25年度は、福井県においてSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの総会と公開フォーラムを開催し、優良事例等を紹介するとともに、今後の展望についての議論と情報共有を行った。また、UNDPと協調し、SATOYAMAイニシアティブを推進する現地活動の支援等のために新たに10カ国への支援を開始するとともに、国連大学及び公益財団法人地球環境戦略研究機関と協調し、パートナー間の協働活動を促進する“Satoyama Development Mechanism”を創設し、6団体への支援を開始した。

今後は、愛知目標の達成に向けて、協働活動の促進、メンバーの拡大等により、SATOYAMAイニシアティブの活動を更に充実させていく。

【地球環境ファシリティ（GEF）による開発途上国における地球環境保全支援】（財務省）

本施策は、開発途上国における地球規模の環境問題（気候変動、生物多様性、国際水域、土地劣化、オゾン層破壊、化学物質）への取組を支援するために世界銀行内に設置された信託基金であるGEFを支援するものである。GEFの投資

は、他国や国際機関の投資を引き出す「触媒効果」を有しており、そのレバレッジ効果は平均約5倍であるなど、費用対効果が非常に高い。

G E Fは、平成3年(1991年)の設立以来、165か国で3,200件以上のプロジェクトを実施しており、日本は20年以上にわたって活動を支援し、平成24・25年度に各121億円を拠出した。平成26年度は、150億円の拠出を予定している。また、4年に1回開催される総会及び1年に2回開催される評議会への出席を通じて、G E Fの政策が可能な限り日本の政策と整合的になるよう主張しているほか、G E Fが支援する個別のプロジェクトについても日本の意向が反映されるよう意見提出を行っている。

今後は、G E Fが新たに取り組む予定の「統合プログラム」や「戦略2020」が、「持続可能な開発やグリーン経済」の観点と地球環境保全の観点をより有機的に接合するものであり、日本の政策とも整合的であることから、引き続き積極的にG E Fの活動を支援していく予定である。

<条約事務局等に関する取組>

【水銀に関する水俣条約発効暫定期間に係る国連環境計画拠出金】(環境省)

本施策は、平成25年(2013年)10月に開催された水銀に関する水俣条約外交会議において石原環境大臣が表明したM O Y A Iイニシアティブに基づき、条約発効までの間の暫定事務局であるU N E Pへの拠出を行うものである。本拠出により、我が国の水銀対策の経験を活かし、条約の早期発効に向け貢献とともに、国際的な水銀対策におけるプレゼンスを高める。平成25年度補正予算において、平成26年3月にU N E P化学物質部に100万ドル、U N E P / I E T Cに、60万ドルをそれぞれ拠出した。

今後は、本拠出を活用し、U N E Pを通して、水銀の使用・排出実態の把握(排出インベントリー、水銀マテリアルフローの作成)、水銀を適正に管理するための国家計画等の策定、水銀の測定・管理のための人材育成のための支援等を行っていく。その際、支出先地域や実施プロジェクトの選定への関与を通じ、より効果的に水銀対策を推進するとともに、我が国の経済・環境に有益な資金枠組みとする。また、G E F等との連携強化による、プロジェクト実施の効率化を図っていく。

【有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金】(環境省)

本施策は、バーゼル条約の締約国である我が国として、バーゼル条約の基本的な目的である有害廃棄物等の越境移動及び環境上適正な管理を目的とし、特にアジア地域での条約実施能力向上に貢献する技術的支援を行うため、バーゼル条約事務局等に拠出を行うものである。

平成23年度のバーゼル条約第10回締約国会議(C O P 10)の決議に基づき、我が国がリード国として作成していた「有害廃棄物等の環境上適正な管理に関する国際的なフレームワーク」が、平成25年度のC O P 11において策定された。また、アジア各国における規制情報を共有し、効果的にバーゼル条約を施行するた

めに有害廃棄物等の不法輸出入防止に関する各国担当官向けのワークショップを環境省が実施している。

今後も、条約事務局等への拠出を行うとともに、アジア地域等でのバーゼル条約の実施能力向上に貢献するための技術的支援を行う予定である。

【生物多様性日本基金による愛知目標実施支援】（環境省）

本施策は、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の議長国である我が国として、平成 32 年（2020 年）までの生物多様性に関する国際目標として、COP10 で採択された「愛知目標」について、途上国を対象に、達成に必要な能力の養成を目的として「生物多様性日本基金」を条約事務局に設置・資金拠出し（平成 22・23 年度に計 50 億円を拠出）、愛知目標の達成を支援するものである。

生物多様性国家戦略の改定支援等の途上国の能力養成に資する事業が条約事務局で実施されており、その際、日本基金を核として他国等からの協調支援がレバレッジされている。主要な支援対象である生物多様性国家戦略改定・策定については、これまで地域別ワークショップを 21 回開催し、700 名以上の政府担当者が参加し、条約関連会合等で多くの国から謝意が述べられたほか、COP11 の決定の中でも重要性が強調された。平成 25 年（2013 年）からは、個別の技術支援等を目的としたウェブサイトを創設し、よりきめ細やかに改定・策定プロセスを支援している。

今後は、愛知目標について、目標期間である平成 32 年（2020 年）までに達成できるよう、途上国への効果的な支援が実施されるように助言等を行っていく。

<その他の取組>

【日本モデル環境対策技術等の国際展開】（環境省）

本施策は、我が国の公害克服経験に基づき、「環境対策・測定技術」を「環境保全の規制体系の整備」及び「人材育成」とパッケージにした普及等によるアジアの環境問題の解決、アジア地域の環境分野におけるリーダーシップの発揮、我が国環境産業の国際競争力の強化等を目的に、平成 21～25 年度において、中国、ベトナム及びインドネシアを対象として、パッケージ施策を実現させるための共同政策研究等の事業を実施するものである。

平成 23 年 3 月にインドネシアとの間で両国環境省局長級会合を実施し、産業排水対策分野に係る協力事業の内容を盛り込んだ協議議事録（Minutes of Meeting）に署名し、粗パーム油工場の排水管理をモデルとした協力事業を実施している。平成 24 年度は、インドネシア環境省、地方政府、モデル工場担当者と共同政策研究を行い、工場への技術提案、地方政府の能力向上に資する支援、事業者の技術力向上に資するセミナー等を実施した。平成 25 年度は、共同政策研究を継続し、粗パーム油製造工場の排水対策ガイドライン作成等の取組を行ったほか、両国政府間会合で最終的な取りまとめを行い、水平展開のためのセミナーを実施した。

今後は、平成 25 年度が最終年度のため、平成 26 年度に政府間会合を実施し、新規協力事業を構築するための覚書を締結する予定である。また、これまでモデル事業を実施してきた粗パーム油工場のフォローアップを実施する。